

フィリピンの投資誘致制度の特徴

水野兼悟

少ない投資流入額

フィリピンへの海外直接投資の流入額は、他のASEAN（東南アジア諸国連合）諸国、とりわけASEAN4（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン）、およびベトナムに比べて少ない水準にとどまってきた（図1）。2004年から08年の5カ年累計額で見ると、ベトナムはフィリピンの約2倍、タイは約4.5倍の海外直接投資を受け入れてきた。

フィリピンへの海外直接投資が低調な理由については、在フィリピン外国商工会議所やマニラに本部を置くアジア開発銀行、世界銀行などの分析・提言があり、おおむね以下にまとめられる。

- 政府の脆弱な統治能力：政情不安、内戦、治安、汚職、密輸など
- 不十分なインフラ：高速道路網の未整備、高い電力料金など
- 外国企業への参入障壁：投資禁止・制限事業（小売りなど）、土地所有の禁止など

- 不合理な法規制と運用：不明確な事業規制、煩雑な税還付、複雑な投資誘致制度など

そこで本稿では、フィリピンへの海外直接投資の入口となる投資誘致制度に焦点を当て、その特徴を整理する。

多岐にわたる投資誘致機関

フィリピンの主な投資誘致機関には、以下の9機関がある。①投資委員会（BOI）、②フィリピン経済区庁（PEZA）、③クラーク開発公団（CDC）、④スービック港大都市圏庁（SBMA）、⑤カガヤン経済区庁（CEZA）、⑥ザンボアング経済特区庁（ZCSEZA）、⑦オーロラ経済特区庁（ASEZA）、⑧パタアン自由港特区庁（AFAB）、⑨ムスリム・ミンダナオ自治区投資委員会（RBOI-ARMM）——である。

このうち、BOIはフィリピン全土を所管範囲としているが、他の投資誘致機関は自身で開発、指定または承認した特定の地区（工業団地や自由港など）に対して投資誘致を実施している。たとえば

PEZAに登録し優遇措置を受けるには、BOIを介する必要はなく、PEZAに直接手続きする。これに比して、たとえばタイではBOI、ベトナムでは外国投資庁（FIA）が一元化された窓口となっている。

多岐にわたる優遇制度

①～⑨の投資誘致機関は、個別の根拠法に基づいて設立され、それぞれ異なる優遇制度を提供している。フィリピンには、特定の地区や産業に対する投資優遇措置を付与すると規定する法律が100以上ある。そのため、投資家から見ると、投資の申請先となる誘致機関とそれぞれから提供される優遇措置を比較検討する必要がある。

これに比してタイでは、同国のBOIに許認可と優遇措置の付与権限が一元化されている。

不整合な優遇制度

BOI設立の根拠法である包括投資法（大統領令226、1987年）およびPEZA設立の根拠法である経

済特区法（共和国法7916、1995年）では、投資単位、ひいては優遇措置の付与単位を事業（プロジェクト）としている。そのため、同一企業であっても、内容、時期、立地などが異なれば事業（プロジェクト）ごとに優遇措置を受けられる。

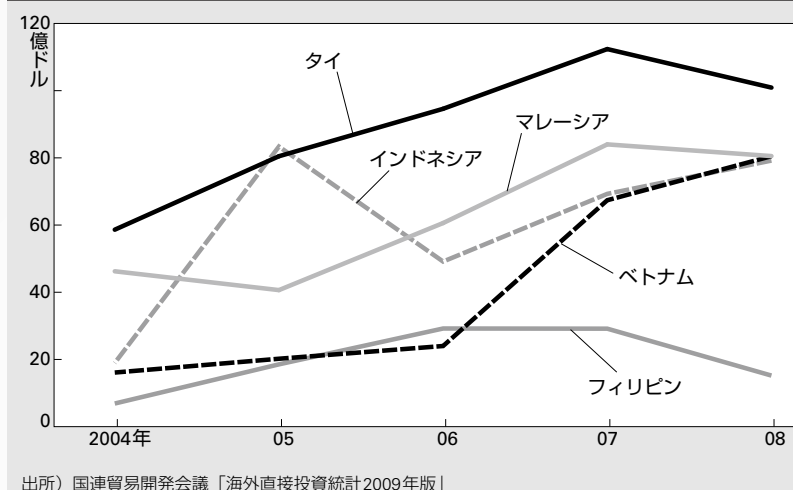
一方、CDCとSBMAの根拠法である基地転換開発法（共和国法7227、1992年）および同改正法（共和国法9400、2007年）は、優遇措置の付与を企業単位で規定している。加えて同改正法実施細則（財政省令3-08、2008年）は、すでに優遇措置を受けている企業は、他の優遇措置を一切受けられないと規定している。

こういった優遇制度にかかわる不整合は、それぞれの法の本来の趣旨とは異なって、投資家から見て抜け穴（利益）と不都合（不利益）をもたらしている。

優遇制度の合理化案

優遇措置の合理化は、ラモス政権下の1990年代の後半から議論されてきた。財政均衡を目指す財政省（DOF）や国際通貨基金（IMF）は優遇措置の縮減、また、直接投資の促進を目指す貿易産業省（DTI）や世界銀行は誘致機関の一元化と優遇措置の統一化、そして在フィ

図1 ASEAN諸国への海外直接投資流入額



リピン外国商工会議所は優遇制度の整合化——という観点でそれぞれ優遇措置の合理化を支持してきた。

現アロヨ政権下でも、優遇制度の合理化法案が多数提出されてきた。しかし、これまで成立した同法案は1つもなく、逆に、2007年と09年に2つの新しい特区とその優遇制度を規定する法律が成立し、現在でも、各地に特区を新設する法案が多数提出されている。

振り返ると、基地転換開発法の原案では、クラークやスービックを含む旧米軍基地の跡地開発はすべて基地転換開発庁（BCDA）が実施することになっていた。しかし、法案審議の過程で、クラークやスービックはそれぞれ地元選出の有力議員の意向により別組織で

実施されることになり、CDCおよびSBMA設立が同法に盛り込まれた。各地に散在する誘致機関も大なり小なり同様の経緯や意向で設立、または法案提出されている。これらの機関は政府が所有・管理する公団であるが、その理事会には地元の有力者や政治家が多く就任している。優遇制度の合理化はまさに、言うは易し行うは難しである。

フィリピンでは2010年5月に大統領選があり、新大統領が選出される予定である。したがって、投資誘致機関の一元化や優遇制度の合理化が進むか否かは、新政権の体制に左右されるだろう。

水野兼悟（みずのけんご）
マニラ支店長